



## 令和8年度木津川市放課後児童クラブ入会案内

木津川市こども未来課児童育成係  
TEL : 0774-75-1229 (直通)

### 1. 放課後児童クラブとは

保護者や家族が就労等により、昼間家庭にいない小学校の児童に対し、放課後等に生活指導及び適切な遊びを通して、児童の心身の健全な育成を図る施設です。学習施設ではありませんので、勉強を教えることはできません。

### 2. 対象となる児童

対象学年：小学校1年生～6年生

保護者（18歳以上65歳未満で世帯分離をしている方を含む、すべての世帯員）の就労等により、昼間帰宅しても適切な保育が受けられない児童

- (1) 木津川市内に住所を有する児童で、以下の条件のいずれかにあたる場合
- (2) 木津川市内に住所を有しない児童だが、保護者の勤務先もしくは通学先が木津川市内にあり、以下の条件のいずれかにあたる場合

- ① 保護者等が就労等の理由により、週4日（又は月16日）以上かつ児童クラブ開所時間である午後1時～6時の間、自宅に不在である児童
  - ② 保護者等が病気又は看護等により、家庭で適切な保育を受けられない児童
  - ③ 保護者が出産前後のため、家庭で適切な保育を受けられない児童
- （入会期間は出産予定月の2か月前から出産月の2か月後の月末まで）

### 3. 入会手続きについて

- (1) 新年度（4月）からの入会（一斉申込受付）

一斉申込受付期間内に受理した申請を優先し、入会調整を行います。

受付期間	令和7年11月4日（火）～11月14日（金） ※11月14日（金）の消印有効。
受付方法	原則郵送での受付
住所	〒619-0286 京都府木津川市木津南垣外110-9 木津川市役所 こども未来課児童育成係

※料金不足のないように送付してください。料金不足、切手貼付忘れなどがあった場合、受付ができない可能性があります。

※郵送事故防止のため、追跡付きの郵送方法をおすすめします。

※郵送の場合、封筒には差出人の住所、氏名を忘れずに記載してください。

※窓口に持ち込みされる場合は、書類をすべて封筒へ封入封緘し、封筒の表に「希望児童クラブ名・学年・児童氏名」を必ず記入してください。窓口での受付は平日（月曜日から金曜日）の8時30分から17時15分までです。土日祝は受付ができません。窓口では書類の受取のみとし、不備等の確認は一切行いません。

※書類は漏れのないように全て揃えて提出してください。

※きょうだいで申し込まれる場合、1つの封筒に封入していただいて構いません。

※入会申込は年度毎の申込みが必要となります。現在児童クラブ入会中であっても、自動更新ではありませんので、この期間に必ず来年度の申込みを行ってください。

#### (2) 令和8年度途中の入会（随時入会）

入会希望日の1か月前から7日前までに、こども未来課に申請してください。

随時入会の場合、窓口での直接提出もしくは郵送どちらでも受付可能です。

申請時の在籍児童数によっては、入会希望日どおりに案内できない場合があります。

随時入会申請書はできるかぎり1か月前にご提出をお願いいたします。

※施設の状況及び利用者数によっては最短でご案内ができない場合があります。

#### (3) 夏休み限定利用

令和8年度夏休み限定利用の実施については、令和8年4月下旬以降にホームページ等で掲載予定です。

#### 【入会申請にあたっての注意事項】

- ・必ず保護者の方が申込みを行ってください。
- ・提出書類については、後日審査をおこないます。
- ・書類に不備がある場合や、入会条件を満たしていない場合は受付できません。
- ・書類はすべて揃ってから提出してください。
- ・使用料に未納がある方は、入会申込みをされるまでに納入してください。未納がある方は、入会申込みをされても申込書を返却し、入会をお断りします。

### 4. 入会決定

一斉申込受付期間内に申請された方は審査のうえ、令和8年2月下旬（予定）に入会決定通知書をお送りします。

令和8年度途中に入会申請された方は、受付順に審査し入会決定通知書をお送りします。

※待機児童が発生した場合、低学年・ひとり親家庭等を優先して審査します。

## 5. 開所時間等

### (1) 開所時間及び閉所時間

区分	通常利用	延長利用（有料）
平日	下校時～18：00	18：00～19：00
長期休み、振替休日	8：00～18：00	
土曜日（登録制）	8：00～18：00	—

日曜、祝日、年末年始（12月29日～1月3日）、学校行事（運動会等）のため長時間在校の日は、児童クラブは閉所となります。

※保護者の方の仕事等が終わられましたら、速やかにお迎えをお願いいたします。

※開所時間内の送り迎えを厳守し、困難な場合には、ファミリー・サポート・センター制度の活用もご検討ください。

お問い合わせ先：木津川市社会福祉協議会（TEL 0774-71-9559）

※習い事等により児童1人で帰宅する必要がある場合は、児童1人で帰宅する同意書の提出が必要です。

※児童が児童クラブから一度退出した場合又は学校から自宅等へ一度帰宅した場合は、  
再通所による児童クラブへの入室は認めておりません。

### (2) 臨時閉所

次の場合は児童クラブを臨時閉所します。

① 天気予報で「京都府南部」「山城南部」に特別警報又は警報（以下、「警報等」といいます。）が発令された場合（木津川市が含まれているとき）

	警報等の状況		対応
	時間帯	発令状況	
小学校休校日 (土曜日、長期休み、振替休日等)	午前7時現在	警報等発令	自宅待機
	午前7時45分まで	警報等解除	開所
		警報等が解除されない	閉所
	児童クラブ登所中	警報等発令	保護者に連絡 児童帰宅後に閉所
小学校開校日 (平日)	午前9時まで	警報等が解除されて学校がある場合	開所
		警報等が解除されず学校が休校となる場合	閉所
	小学校授業中	警報等発令	学校指導のもと下校 児童クラブ閉所
	児童クラブ登所中	警報等発令	保護者に連絡 児童帰宅後に閉所

- ② 災害（地震等）及び小学校臨時閉校の場合
- ③ 熱中症特別警戒情報（熱中症特別警戒アラート）発表の場合  
(前日14時ごろに発表されます。)

## 6. 土曜日の開設について

土曜日の利用には、「土曜日出席登録書」の提出が必要です。各児童クラブへ提出してください。

保護者の方が土曜日の勤務がない場合は登録できません。勤務されていない日はご家庭での保育をお願いいたします。(急な出勤等については「土曜日出席登録書」の一時利用欄にご記入のうえ事前に児童クラブに提出してください。)

なお、土曜日は出席児童が0名となった時点で閉所となります。

(電話は留守番電話での対応となります。)



## 7. 使用料・延長利用料

- (1) 児童クラブ使用料及び延長利用料は下記のとおりです。

区分	使用料	延長利用料
1人目の児童	6,000円	児童1人につき100円／30分 ※午後6時となった時点で延長料金が発生します。
2人目以降の児童	3,000円	※減額、免除はありません。

- (2) 減額・免除について

次のいずれかに該当するときは、使用料が減額又は免除となりますので、「放課後児童クラブ使用料減免申請書」および添付書類を提出してください。減免申請書は入会決定通知に同封しています。

- ① 生活保護世帯
- ② 保護者が災害又は疾病等により負担能力を失ったと認められる場合
- ③ ひとり親家庭等（母子・父子家庭および父又は母に代わって児童を養育する者）かつ市町村民税非課税世帯  
※市町村民税は令和8年度（令和8年6月に決定）分です。  
※③の減額・免除の該当・非該当は6月に税情報が確定してから決定します。

- (3) 使用料の納入について

使用料は、毎月月末（休業日の場合は翌営業日）に指定口座から引き落とします。延長利用料金は、翌月の月額使用料に合算して引き落とします。

(4) 使用料は入会時点で発生し、一度も出席がない場合や、月途中での入退会の場合でも1ヶ月分の使用料となります。使用料の日割り計算は行いません。

(5) 退会届の提出がないと、在会（登録）扱いとなり使用料が発生します。

## 8. おやつ

おやつの取り扱いは、次のとおりです。

配付対象児童	1～3年生	アレルギーがある方、その他の学年の希望者は各クラブへご相談ください。
おやつ代	月額1,000円	児童クラブで徴収します。
配付する日	月～金曜日に児童クラブから配付	学校休業日（土曜日、春・夏・冬休み等）は各自持参してください。

## 9. 諸手続きについて

手続き内容	提出書類	注意事項	提出先
退会する場合	退会届	退会される月の月末（厳守）までに提出してください。退会日を遡ることはできません。退会届の提出がないと、在会（登録）扱いとなり、使用料が発生します。	こども未 来課又は 児童クラ ブ
入会・退会申請、入会決定を取り下げる場合	入会・退会申請取下届	入会申請の取下届を提出されない場合は、入会月より使用料が発生します。	こども未 来課又は 児童クラ ブ
申請の記載事項を変更する場合	放課後児童クラブ入会申込書記載事項変更届	(勤務先等就労状況の変更の場合) ・就労証明書もしくは保育を必要とする証明（申立）書 を併せて提出してください。 (指定口座を変更する場合) ・口座振替納付依頼書 に新しい口座を記載して、金融機関窓口で手続きを行ってください。	こども未 来課又は 児童クラ ブ
再入会する場合	・入会申請書 ・就労証明書もしくは保育を必要とする証明（申立）書	再入会希望日の1か月前から7日前までに書類をすべて揃えて提出してください。	こども未 来課

## 10. 傷害保険について

加入は任意です。希望される場合は、お申込みください。

- (1) 保険加入料は、児童1人あたり年間800円です。また、途中退会等の場合でも返金できません。4月1日より加入を希望される場合は、入会決定通知に同封する「児童クラブ傷害保険加入申込書」に必要事項を記入し、保険加入料をお釣りのないように同封の封筒に入れて、指定する日までに児童クラブに提出してください。4月1日以降の加入は随時受け付けておりますので、希望される場合はご提出ください。
- (2) 保険期間は保険適用日（提出日による）から翌年3月31日までです。
- (3) 保険の給付内容は、次のとおりです。

通院1日につき	1,500円	入院・通院1日目から給付対象
入院1日につき	4,000円	

- (4) 災害や故意によるケガ等は保険の対象とはなりません。
- (5) 4月1日の入会決定を受けた方が入会申請を取り下げられる場合、その期日によっては保険が有効となり、納付済みの保険料が返金できない場合があります。取り下げられる場合は、入会決定通知書に同封しているスポーツ安全保険申込書の締切日までに「児童クラブ入会・退会申請取下届」を提出してください。

## 11. 児童の病気・事故

- (1) 児童の急病や事故等が発生した場合は、直ちに保護者へ連絡します。
- (2) 緊急を要する場合、救急車を呼んで医師の診察を受けることもあります、事故後の通院等は、保護者でお願いします。
- (3) 児童が「学校感染症」にかかっている時は、小学校の基準に従ってください。  
なお、「学校感染症」により学級閉鎖又は学年閉鎖となった場合は、その学級・学年に在籍する児童は、児童クラブに出席できません。

## 12. 各児童クラブ

※各児童クラブのFAX番号も下記連絡先と同じです

名称	連絡先	名称	連絡先
木津	72-7174	城山台（1号館）	72-5852
相楽	72-7143	城山台（2号館）	72-5859
高の原	72-7177	城山台（3号館）	34-4100
相楽台	72-7499	加茂	76-4186
木津川台	73-3435	南加茂台	76-8284
梅美台	73-3362	恭仁	76-8045
州見台	72-9253	上狛	86-4007
		棚倉	86-5294

## 入会申請にかかる提出書類について

### ① 児童クラブ入会申請書

児童1人につきそれぞれ1部提出してください。記入事項は漏れのないように、正確にご記入ください。児童クラブは年度ごとの申込になりますので、入会期間は最大でも令和9年3月31日までです。記入漏れがある場合、電話で確認をさせていただく可能性がございます。

### ② 就労証明書もしくは保育を必要とする証明（申立）書

申込日の3か月以内に作成された証明（申立）書のみ有効。

同居する世帯員（18歳以上65歳未満で世帯分離をしている方を含む）、すべての方の証明（申立）書が必要です。

きょうだいで同時申し込みの場合はいずれかに原本を添付し、他方にはコピーを添付してください。添付がない場合は受付できません。

※就労証明書については、作成日から3か月以内のものに限り、木津川市内の保育園等に原本を提出する場合のみ、コピーで提出可能です。

### ③ 口座振替納付依頼書（金融機関へ提出）

登録予定の金融機関窓口にご提出ください。口座振替納付依頼書は、金融機関控とこども未来課控になります。万が一、手続き後に金融機関窓口でこども未来課控を受け取った場合は、お手数ですが、こども未来課までご提出いただくようにお願いいたします。



WANPUG

## 保育を必要とする証明（申立）書、口座振替納付依頼書について

	証明書の種別	対象者	証明依頼先	備考										
保育を必要とする証明（申立）書	①従事証明（確認）書	自営業者	商工会 商工会議所	商工会等に所属していない等の場合は、直近の確定申告書又は開業届の写しを添付										
		農業従事者	農業委員会 委員											
	②出産申立書	産前産後2か月の方	—	母子健康手帳の表紙及び出産予定日の記入してあるページの写しを添付										
	③疾病診断書・障がい申立書	疾病の方	医療機関	医師所見が「保育できない」と記載されている場合のみ入会可能（診断書料は自己負担となります。）										
		障がいをお持ちの方	—	手帳等の写しを添付										
	④介護・看護申立書	介護・看護されている方	—	介護の場合は、介護保険被保険者証の要介護度が分かるページの写しを添付										
	⑤就学申立書	就学されている方	—	在学証明又は入学許可証、履修科目が分かるものの写しを添付										
口座振替納付依頼書	ゆうちょ銀行以外	口座振替が利用できる金融機関は以下のとおりです。 南都銀行、関西みらい銀行、京都中央信用金庫、 京都銀行、京都やましろ農業協同組合、三菱UFJ銀行、 りそな銀行、三井住友銀行、みずほ銀行、近畿労働金庫、 奈良信用金庫（銀行窓口へご提出ください。）												
	ゆうちょ銀行	ゆうちょ銀行を指定される場合は、直接銀行窓口で所定の用紙により手続きをしてください。 (払込先欄の記入方法)												
<table border="1"> <tr> <td>ご加入者名</td><td>木津川市会計管理者</td></tr> <tr> <td>口座番号欄</td><td>01040-2-960173</td></tr> <tr> <td>払込開始日</td><td>入会月</td></tr> <tr> <td>払込金の種別</td><td>30（その他 放課後児童クラブ使用料）</td></tr> <tr> <td>備考欄</td><td>児童クラブ名、児童名、生年月日</td></tr> </table>					ご加入者名	木津川市会計管理者	口座番号欄	01040-2-960173	払込開始日	入会月	払込金の種別	30（その他 放課後児童クラブ使用料）	備考欄	児童クラブ名、児童名、生年月日
ご加入者名	木津川市会計管理者													
口座番号欄	01040-2-960173													
払込開始日	入会月													
払込金の種別	30（その他 放課後児童クラブ使用料）													
備考欄	児童クラブ名、児童名、生年月日													